

顧問及び相談役の推薦に関する規程

平成 25 年 5 月 8 日 理事会決定

(総則)

第 1 条 公益社団法人東京グラフィックサービス工業会（以下「この法人」という。）定款第 31 条に定める顧問及び相談役の推薦については、この規程による。

(顧問)

第 2 条 理事会は、次の各号に定める者のなかから、その功績が顕著であり、かつ顧問としてこの法人に貢献できる者を顧問に推薦する。

- (1) 会長（旧東軽工、(社)東軽工も含む）の職を 1 期以上経験している者
- (2) 副会長（旧東軽工、(社)東軽工も含む）の職を 3 期以上経験している者
- (3) 会長が特に指名する者
- (4) 学識経験者

なお、推薦にあたっての年齢としては、概ね満 60 歳以上 80 歳以下とする。

(相談役)

第 3 条 理事会は、次の各号に定める者のなかから、この法人が行う事業活動に精通していると認められる者を相談役に推薦する。

- (1) 副会長（旧東軽工、(社)東軽工も含む）の職を 2 期以上経験している者
- (2) 理事、監事（旧東軽工常任理事、監事、(社)東軽工理事、監事含む）の職を 5 期以上経験している者
- (3) 会長が特に指名する者
- (4) 学識経験者

(名誉顧問)

第 4 条 この法人顧問経験者の中で、年齢等の理由でその職から離れた者で、会長が特に指名する者を名誉顧問とする。

(内規の改廃)

第 5 条 本規程の改廃は、理事会の議決を経なければならない。